

# 公益財団法人とちぎ建設技術センター定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人とちぎ建設技術センターと称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、地域社会の健全な発展を目指し、建設行政の支援及び建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るため、下水道施設の管理運営等の支援及び建設事業に関する技術的支援並びに普及啓発、研修、試験研究、品質管理、検査等に関する事業を行い、もって県内の良質な社会資本の整備や保全及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下水道施設に係る管理運営支援・調査研究及び普及啓発事業
- (2) 下水道排水設備工事責任技術者に係る資格試験、更新講習及び登録等に関する事業
- (3) 市町村が行う社会資本の整備や保全に関する技術的支援事業
- (4) 公共工事に関する専門研修事業
- (5) 建設関連企業定年退職者等の熟練技術者を活用した技術的支援事業
- (6) 道路、河川、公園等の公共施設のボランティア等活動支援事業
- (7) 建設事業に関する調査、検査、試験研究及び技術的支援事業
- (8) 公共建設事業に関する資料の収集及び情報の提供並びに普及啓発事業
- (9) 公共建設工事（公共建築工事を除く。）に関する測量、設計、積算、工事管理事業
- (10) 公共建築工事に関する測量、積算、工事監理事業
- (11) 建築基準法等に基づく構造計算適合性判定事業
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、栃木県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** この法人の目的である事業を行うための別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

**第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第9条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあたっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する職員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条** 評議員に対して、各年度の総額が36万円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し、評議員会において決議した額を報酬として支給する。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(評議員の欠格事由)

- 第14条** 次に掲げる者は、評議員となることができない。
- (1) 一般法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
  - (2) 一般法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
  - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に該当する者
  - (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の地位の喪失)

- 第15条** 評議員は、前条各号に該当するに至ったときは、自動的に評議員としての地位を喪失する。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第16条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の総額
  - (3) 評議員並びに理事（理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事を除く。）及び監事の報酬等の額
  - (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 残余財産の処分

- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第18条** 評議員会は、定時評議員会として、毎年度1回事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合にいつでも開催することができる。

(招集)

**第19条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

**第20条** 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

**第21条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第22条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席者の中から選任された議事録署名人が署名又は記名押印を行う。

## 第6章 役員

(役員の設定)

**第23条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を常務理事とする。
- 3 理事長及び常務理事以外の理事のうち1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、第2項の常務理事並びに第3項の副理事長及び専務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第24条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第28条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

**第29条** 理事（理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事を除く。）及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し、評議員会において決議した額を報酬として支給する。

- 2 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事に対して、評議員会において定める総額の範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し、理事会において決議した額を報酬として支給する。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員等の責任軽減)

**第30条** この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員欠格事由)

**第31条** 次に掲げる者は、理事又は監事となることができない。

- (1) 一般法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益法人認定法第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員地位の喪失)

**第32条** 理事又は監事は、前条各号に該当するに至ったときは、自動的に役員としての地位を喪失する。

## 第7章 理事会

(構成)

**第33条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第34条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事の報酬等の額の決定
- (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

**第35条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれにあたる。

(決議)

**第37条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第39条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

**第40条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第41条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第42条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第43条** この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 雑則

(委任)

**第44条** この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決で決定する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

熊倉雄一、佐藤栄一、大谷範雄、古口達也、真瀬宏子、古池弘隆、中島章典、大島芳信、野中英夫、栗山正道

4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

池田 猛、加藤 陽、高野順一、石下辰博、大塚晴久、平野博章、岡部正英、広瀬寿雄、手塚功一、森本章倫

5 この法人の最初の代表理事は池田 猛、執行理事は加藤 陽、高野順一、石下辰博、大塚晴久とする。

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

佐藤 信、星野 基

附 則

この定款は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月27日から施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）  
（第5条関係）

財 産 種 別	金 額
預金または有価証券	55,000,000円